

令和5年度答申第19号
令和5年7月20日

諮問番号 令和5年度諮問第2号（令和5年5月22日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費変更決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費を、令和2年4月から令和5年3月までを支給期間として受給していたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が支給期間を令和2年4月から令和4年3月までに変更する決定（以下「本件変更決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 労災保険法29条1項柱書きは、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の遺族の就学の援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るた

めに必要な事業を掲げる。そして、同条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定めると規定する。

- (2) 労災保険法29条2項の委任を受けて、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。)32条は、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費等の支給を行うものとする旨規定する。

労災保険法施行規則33条1項は、労災就学援護費は、同項各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする規定し、同項2号は、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子で現に学校教育法(昭和22年法律第26号)1条に規定する学校(幼稚園を除く。以下「学校」という。)等に在学している者であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学している者に係る学資等の支給を必要とする状態にあるものを掲げる。

また、労災保険法施行規則33条3項は、同条1項及び2項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定めると規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の夫B(以下「本件労働者」という。)は、C社D工場に就労していたが、平成24年10月22日、原動機付自転車を運転して帰宅中の午後5時13分頃、E地の路上において、並走していた普通貨物自動車に積載されていた鉄筋に接触し、バランスを崩して隣の車線にはみ出したところ、右側車線を走行していた普通乗用自動車と衝突し、同月23日に死亡した。当該事故は通勤災害の認定を受け、審査請求人は遺族年金を受給している。

(第三者行為災害調査復命書、死亡届、労働者災害補償保険遺族年金支給請求書)

- (2) 審査請求人は、令和2年4月15日、処分庁に対し、本件労働者と審査請求人の子であるF(以下「審査請求人の子」という。)に係る労災就学援護費の支給を申請した。

(労災就学等援護費支給・変更申請書)

- (3) 処分庁は、令和2年4月16日付けで、支給開始年月を令和2年4月、

支給終了（予定）年月を令和5年3月とする労災就学援護費支給決定をした。

（労災就学等援護費支給決定通知書）

（4）審査請求人は、令和4年6月20日、処分庁に対し、審査請求人の子に係る在学証明書を添付した上で、定期報告書を提出した。

（労災就学等援護費支給対象者の定期報告書、令和4年6月14日付け在学証明書）

（5）処分庁は、令和4年7月4日付けで、労災就学援護費の支給終了（予定）年月を令和4年3月に変更する決定（本件変更決定）をし、審査請求人に対し労災就学等援護費変更決定通知（以下「本件変更決定通知」という。）をもって通知した。

なお、本件変更決定通知には、支給終了（予定）年月変更の理由は示されておらず、その備考欄に「支給終了年月を訂正しました。」と記載されていた。

（労災就学等援護費変更決定通知）

（6）審査請求人は、令和4年9月5日、審査庁に対し、本件変更決定を不服として審査請求をした。

（審査請求書）

（7）審査庁は、令和5年5月22日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求人は、令和元年9月頃、A労働基準監督署に、審査請求人の子が進学するに当たり、G短期大学H学科（以下、G短期大学を「本件短大」と、本件短大H学科を「本件学科」という。）2年コースに加え、令和2年4月から新たにできる本件学科3年コースについて、労災就学援護費の支給を受けることができるか問い合わせたところ、支給されるとの回答を得た。この時、本件短大のパンフレットや学生募集要項を基に本件学科3年コースの概要を説明している。

（2）審査請求人は、A労働基準監督署の上記（1）の回答を踏まえ、審査請求人の子が本件学科3年コースに進学後、労災就学援護費の支給を申請し、支給期間を令和2年4月から令和5年3月までとする支給決定通知を受けた。

(3) 本件学科3年コースの修業年限は2年であるが、卒業要件と資格取得要件は3年かけて取得するカリキュラムとなっているため、2年通っただけでは必要な資格の取得も卒業もできない。

学生生活を3年送ることは、交通費など経費が必要となる一方、仕事に就けないため収入が得られない状態が3年続くことになる。その意味で、3年目に労災就学援護費の支給を受けられないことは、経済的に大きなダメージになる。

(4) 「短期大学J学科第Ⅲ部（以下単に「第Ⅲ部」という。）も、本件学科3年コースと同様に修業年限2年の履修内容を3年かけて学ぶコースである。本件学科3年コースの修業年限は2年であるのに対し、第Ⅲ部の修業年限は3年である。同じように2年の履修内容を3年かけて学ぶのに、本件短大が在学証明書に3年生と記載できないのは本件短大内部の問題である。在学証明書に2年と記載されていたことにより労災就学援護費の支給終了年月が変更になったのは納得できない。

したがって、本件変更決定の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 労災保険法29条1項の社会復帰促進等事業の一つである労災就学援護費の支給は、業務災害等により死亡した労働者等の子のその後の就学状況、労災遺家族等の就労の状況等にかんがみ、実施するものである。
- 2 労災就学援護費の支給期間は、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号厚生労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」（以下「局長通達」という。）の別添。令和5年3月31日付け基発0331第47号厚生労働省労働基準局長通達による改正前のもの。以下「支給要綱」という。）5（1）イで「労災就学援護費を支給すべき事由が生じた月（中略）から支給すべき事由が消滅した月（中略）までの間支給する。」とし、「通常の就業年限（審査会注：「修業年限」の誤記と思われるので、以下「修業年限」と記載する。）に限り、当該学校等の区分ごとに原則一度支給する。」とする。
- 3 本件学科は、通常2年間の履修コースである。令和2年4月から、2年の履修内容を3年かけて学ぶ3年コース（長期履修制度）が創設され、入学時の本人の希望で選択できるもので、審査請求人の子は3年コースを選択している。このコースは、あくまでも2年の履修内容を3年かけて学ぶものであり、本件学科で定められている学年は「2年」までであり「3年」はなく、

学費は2年間と3年間で同じである。

- 4 局長通達は短期大学の「通常の修業年限」を「2年又は3年」とするが、この「3年」とは、修業年限が「3年」と定められている短期大学（歯科衛生学科等）に当てはまるものであり、文部科学省のホームページに掲載されている「令和3年度全国短期大学一覧」の各大学情報によれば、本件学科の修業年限は「2年」である。

局長通達及び支給要綱に基づく労災就学援護費を支給できるのは2年間であることから、処分庁が当初決定した支給終了予定年月を、令和5年3月から令和4年3月に変更した本件変更決定は妥当である。

なお、審理員意見書も概ね同旨であるが、本件変更決定の理由について、本件変更決定通知の備考欄の記載（「支給終了年月を訂正しました。」）のみでは処分の名宛人が理由を正しく理解することは困難であり、本件変更決定の理由を正しく理解することができるように記載する必要がある旨指摘する。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年5月22日、審査庁から諮問を受け、同年6月1日、同月8日、同月29日、同年7月6日及び同月20日の計5回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和5年6月6日、審査請求人から同月7日、主張書面及び資料の提出を受けた。

さらに、本件短大から、令和5年6月13日、同月21日及び同年7月7日、資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求の受付（令和4年9月5日）から本件諮問（令和5年5月22日）までに8か月半の期間を要しているところ、特に、①本件審査請求の受付から補正命令（令和4年9月29日）までに1か月近く、②反論書の受付（同年12月26日）から審理員意見書の提出（令和5年4月14日）まで約4か月、③審理員意見書の提出から本件諮問まで約1か月を要している。

しかし、①は、補正理由である審査請求の趣旨の不記載は一見して分かることであり、②及び③は、何らかの調査が行われた形跡はうかがわれなから、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）

を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

(2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件変更決定の適法性及び妥当性について

(1) 労災保険法29条1項2号は、社会復帰促進等事業として、被災労働者の遺族の就学の援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができる旨を定め、その事業の実施に関して必要な基準を厚生労働省令に委ねる同条2項を受けて、労災保険法施行規則は、社会復帰促進等事業の一つとして被災労働者の遺族に対する労災就学援護費の支給の実施を掲げる(32条)とともに、その対象者の範囲を定めて当該者に労災就学援護費を支給するものとする旨を規定し、その詳細を厚生労働省労働基準局長に再委任する(33条)。これを受けて定められた局長通達及び支給要綱は、支給対象者、支給額、支給期間、欠格事由、手続、支払等を具体的に定める。こうした基準に特段不合理な点はない。

(2) 本件変更決定によって労災就学援護費の支給期間が3年から2年に変更され、審査請求人はその取消しを求めているから、以下、労災就学援護費の支給されるべき期間について検討する。

ア 支給要綱5(1)イは、労災就学援護費の支給期間について、労災就学援護費を支給すべき事由が生じた月から支給すべき事由が消滅した月までの間支給する、ただし、学校に在学している者が当該学校に在学又は在校する場合における通常の修業年限に限り、当該学校の区分ごとに原則一度支給する旨規定する。そして、局長通達4(4)ト(二)は、短期大学の通常の修業年限は2年又は3年であると規定する。

イ 審査請求人の子は、審査請求書添付の在学証明書によれば、本件学科に「学年 2年(長期履修制度に基づく3年コース3年生)」として在学していたことが確認できる。この3年コースは、現在では、学校教育法3条等の規定に基づき定められた短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号。以下「設置基準」という。)16条の2に規定する長期履修制度を活用して、G短期大学学則3条3項に基づく別段の定めによって、修業年限が2年の本件学科に設置される形となっている。当該子が入学した時点では、3年コースが設置された当初であって上記の別段の定めはなく、学生募集要項で長期履修制度を活用した3年コースとし

て受け入れることを本件短大があらかじめ明示していた形となるが、実質的には現在の3年コースと同じといえる（G短期大学2020年度学生募集要項）。

短期大学の卒業要件は、設置基準18条1項及び2項（いずれも令和4年文部科学省令第34号による改正前のもの。以下同じ。）によれば、修業年限が2年の短期大学では62単位以上を、修業年限が3年の短期大学では93単位以上を修得することとするとされているところ、本件短大は、本件学科を卒業するためには64単位以上を修得しなければならない（G短期大学学則24条1項）としているから、本件学科の3年コースも、3年在学するが、卒業要件は64単位以上の単位の修得である。

他方、設置基準19条（令和4年文部科学省令第34号による改正前のもの。以下同じ。）によれば、授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科に係る修業年限が3年の短期大学の卒業要件は、上記の設置基準18条2項の規定にかかわらず、短期大学に3年以上在学し、62単位以上を修得することとすることができるとされている。すなわち、修業年限は3年であるが、卒業に必要な単位は修業年限が2年の場合と同じである学科の設置が認められている。

そして、審査請求人の主張する第Ⅲ部についてみると、I短期大学学則によれば、第Ⅲ部は、J学科第I部（以下単に「第I部」という。）とともに設置され（4条1項）、修業年限は、第I部が2年である（30条1項）のに対し第Ⅲ部は3年とされ（同条2項）、卒業の要件は、両部共に、修業年限以上の在学と62単位以上の修得とされており（56条）、設置基準19条に則った学科（第Ⅲ部）が実際に存在する。

このような学科に在学する学生に係る労災就学援護費の取扱いについては、局長通達及び支給要綱に特段の記述は見当たらず、遺族の就学を援護するという労災就学援護費の趣旨目的を踏まえれば、支給要綱の「通常の修業年限」は3年と解することが相当である。

設置基準16条の2に基づく長期履修制度は、「修業年限を超えて」計画的な履修を認めるものであるから、長期履修制度によって履修している場合、支給要綱の「通常の修業年限」は、原則として長期履修制度によらないで履修する場合の修業年限と同じであると解される。しかし、本件学科3年コースは、卒業に必要な単位を修得するために本件短大が設定する履修期間が3年であること、当該単位は修業年限が2年の場合と同じであ

ること、本件短大自らが設置したコース（学科）であるという点で、上記の設置基準19条に基づく修業年限が3年の学科と実質的に同じといえる。

したがって、本件学科3年コースに在学する学生に係る労災就学援護費の支給に当たっては、支給要綱の「通常の修業年限」は3年として取り扱うことが相当である。

ウ また、遺族の就学を援護するという労災就学援護費の趣旨目的を踏まえれば、当初に3年間の支給決定を受けた審査請求人に対し、審査請求人の子が、支給要綱上の欠格事由（休学、留年等）に該当するのであれば別として、本件短大が設置した3年コースで修学している最中に支給期間を2年間とし、残る1年の就学の援護を打ち切ることは適切とはいえない。

エ 審査庁は、本件学科3年コースは、2年の履修内容を3年かけて学ぶものであり、本件学科で定められている学年は「2年」までであり「3年」はなく、学費は2年間と3年間で同じであると指摘し、本件変更決定は妥当であると主張する。

しかし、上記イのとおり、本件学科3年コースは、設置基準16条の2に規定する長期履修制度に基づき設置されたものであるが、設置基準19条に基づく修業年限が3年の学科と実質的に同じである。また、労災就学援護費の額は、高等学校、大学等学校の区分に応じて定額で定められ（労災保険法施行規則33条2項（令和5年厚生労働省令第50号による改正前のもの。）、同じ区分の学校に在学していれば同額となるのであって、同じ区分の学校ごとの学費の多寡を考慮していないから、本件学科3年コースの学費が本件学科2年コースの学費と同額だったとしても、労災就学援護費の支給期間に影響を及ぼさない。

したがって、審査庁の上記主張は採用することができない。

(3) 以上のことから、審査請求人の子が在学した本件学科3年コースに係る支給要綱の「通常の修業年限」は、3年として取り扱うことが相当であるから、本件変更決定は取り消されるべきである。

3 付言

本件変更決定通知には、変更決定の理由は示されておらず、その備考欄に「支給終了年月を訂正しました。」との記載があるのみである。そこで、当審査会が、審査庁を通じて処分庁に対し、本件変更決定通知には別途、理由書を添付しているのか否かを照会したところ、添付していないが、本件変更

決定通知を送付する前に、処分庁の担当者が審査請求人に架電し、審査請求人の子が在学する本件学科の修業年限が2年と定められているため労災就学援護費の支給期間も2年となり、当初の支給終了年月の訂正により回収額が生じた旨丁寧に説明したと回答があった。

また、審査庁からは、処分庁の担当者から詳細に説明していることから、本件変更決定に至った理由は示していると承知しているとの回答があった。そして、処分庁が本件変更決定通知に理由を付記しなかったことは、通知書への理由の付記を求める支給要綱に沿った対応ではなかったとし、K労働局（処分庁を管轄する機関）を通じて処分庁には既に理由を付記するよう指導しており、今年度開催する全国会議等の機会を通じて、全労働局に対して、不支給理由や変更決定理由の付記又は理由を明記した別紙の添付を徹底していくとしている。なお、審理員意見書は、本件変更決定の理由を正しく理解することができるように記載する必要がある旨指摘している（上記第2）。

しかし、そもそも、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならず、当該不利益処分を書面でするときは、理由は書面により示さなければならないことは行政手続法（平成5年法律第88号）の求めるところである（14条1項及び3項）。書面により不利益処分をするにもかかわらず、口頭により理由を説明するのでは、書面に記録された形として残らず、理由を提示したことにはならないことはいうまでもない。

処分庁は、今後書面で行う変更決定には、漏れなく、理由を書面により示す必要がある。

また、審査庁は、処分庁による口頭説明をもって理由の提示があったと主張するが、不利益処分を書面でするときは、理由は書面により示さなければならないという行政手続の基本原則を理解していないと言わざるを得ない。審査庁は、認識を改めて、変更決定を行う場合には行政手続法の規定を必ず遵守するよう、全国の労働局に徹底する必要がある。

さらに、本件変更決定通知には、「備考欄」はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていない。仮に「理由欄」があれば、処分庁の担当者は理由を変更決定通知に記載すべきと認識するのは必定であり、記載漏れは防止されることになるから、審査庁は、変更決定通知に別途「理由欄」を設ける、あるいは、「備考欄」を「理由欄」と「備考欄」に分割するなどの様式改正を行う必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹